

ペット問題を考える

司会 それでは、時間がまいりましたので、ただいまよりペット問題分科会を始めさせていただきます。

最初に、コーディネーターの先生をご紹介します。中川志郎先生でございます。

次にパネラーの先生方をご紹介します。先ほど基調講演をなさっていただきました、林先生でございます。

そして日本獣医畜産大学獣医学部助教授、羽山伸一先生でございます。

そしてペット研究家、山崎恵子先生でございます。

そして全国ペット小売業協会会長、末松脩先生でございます。

以上の先生方によりまして分科会を行っていただきます。それでは中川先生、よろしく願いいたします。



ステージ上左から中川先生、林先生、羽山先生、山崎先生、末松先生

中川 皆さんこんにちは。この法律も30周年という節目の年になりました。こういう機会にシンポジウムを持つというのは、従来の動物愛護週間の中央行事としてはなかったことですが、今回こういう会を催しましたところ、非常に皆さんの関心が高こうございまして、300人くらいを予定していたものが470名という大変な数の申し込みをいただきました。行政の方、あるいはNGOの方、そして一般家庭の方々も含めて、多くの方々に参加いただいています。きょうのテーマは「人と動物の共生をめざして」という、先ほど共生という言葉に関しては、林先生からいろいろな問題提起がなされました。しかし、基本的に共生という言葉が最近では、一般というよりも法律の中でも使われておりますので、きょうはその共生という言葉、林先生の先ほどの講演の中のものも踏まえながら、取り扱っていきたいと思います。

僕は、「共生に向けて」というタイトルを見て、先ほども控室で話していましたが人と動物が共生というか、一緒に、ともに生きるという字義的なことを考えれば、一緒に生きてこなかった時代なんていうのはあり得ない。人間も動物も、この地球上に生きる生きものとしてはずっと一緒にやってきたのだと。けれど

も、「共生に向けて」というように、やはり今、人と動物の関わりの中で非常に大きな問題があるという認識が前提にあってのことだろうと思うのです。そう考えると、きょうのシンポジウムはその原点を踏まえて、そこからこの法施行30周年という節目の年にふさわしい出発、再出発をしてみようじゃないかと私自身は考えております。そう考えますと、きょう先ほど司会の方からご紹介がありました4人のパネラーの方々、それぞれ分野も違うし、それぞれ専攻も違う、けれども人と動物の関わり、人と動物と一緒に住むという、そういう考え方を基本的にテーマとしている点では全く共通のものを持っておられる。これはきょうお集まりの皆さんの考え方も、あるいは問題意識の持ち方とも共通することがあるのではないかなと考えています。そういうことで、最後には皆さんとの討論を予定していますので、ぜひご参加いただきたいと思います。

きょうは4方のパネラーの方々に、最初15分ずつ発表していただきます。終わりましたら、パネラー同士の交流ディスカッションといいますか、交差ディスカッションのようなものを5分間ずつやっていただく。それが終わってから皆さんとの交差討論というように

進めたいと思っています。

最初に発表される方は、先ほどご紹介になりました羽山先生ですが、大学の助教授という肩書きがありましたが、羽山先生はどちらかというと今日本で一番大きな問題になっている移入種の問題ということでは、

日本の数少ないプロと言っていいのではないかと思います。そういう観点から、羽山先生には大事なスピーカーとしてご発言をいただきたいと思っております。羽山先生どうぞ。



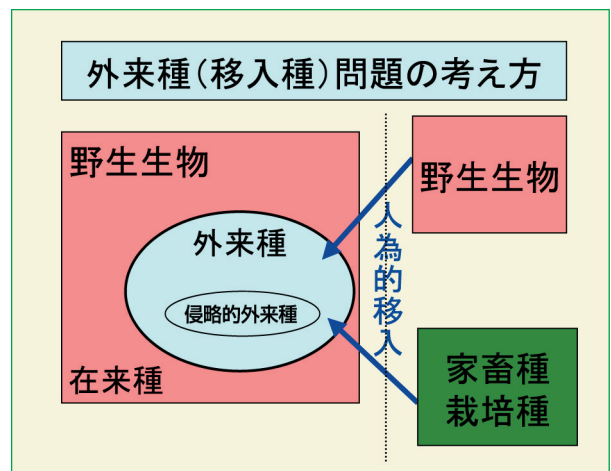
ご紹介いただきました羽山です。私は野生動物の研究を専門にやっております。その立場からこの分科会のテーマでありますペット問題ということになりますと、第一に私の要旨に書かれておりますが、ペットが野生化することによる外来種問題、これをきょうは私からご紹介させていただきたいと思っております。

この外来種の問題というのは、実はペットが非常に大きなウエートを占めております。例えば今外来種に対する対策事業は、全国で、自治体レベルだけでも36の事業が行われていますが、このほとんどが、皆さんご承知の外来魚である、ブラックバス、それと飼育動物、家畜やペットが野生化したことによる問題、この2つに2分されています。外来種問題が今社会問題化していますが、むしろこの2つを何とか早急に解決していく必要があるということで、このペットの問題というのは外せないだろうと思っております。

それから、私は研究者であると同時に、獣医師でもあります。獣医師にとって最も我々に関わる飼育動物が不適切に扱われることによって、大きな社会問題を引き起こしている。これは大変獣医師として恥ずかしいことでもありますし、また職業倫理に照らしても見

過ごすことのできない問題であります。これは私の考えですが、獣医師というのは、今まで動物、それから人の健康を守ることが大きな役割でしたが、これからは、環境、生態系などの健康も守っていくのが社会的な責務だろうと思っております。そういった点で、既に多くの獣医師が全国でこの外来種問題に取り組んでおります。その一端をこの場でご紹介させていただければと思っております。

そもそも、外来種、あるいは移入種と言いますが、これらはどういうものを言うのかというのを簡単にご紹介します。点線の部分から向かって左側にある地域とお考えください。これは日本でも構いません、東京都でも構いませんあるいは、場合によっては新宿区というような、ある地域に生息している野生生物、これを在来種と言います。この在来種に対して、その地域の外にいる野生生物、あるいは人間の飼っている家畜、あるいは植物で言えば栽培種。これらが人間の手によって持ち込まれた場合、これを外来種と呼ぶわけですから(図)。



タマちゃんみたいに、海外、あるいはよその地域か

ら勝手に来る分には全然問題がないわけです。渡り鳥などもその一部ですが、こういったものは外来種とは呼びません。

一方で、例えばアライグマのように、ペットとして大量に輸入され、これは北米原産の野生動物ですが、こういったものが普通に飼育され、そして結局は粗暴なために飼いきれなくなって、今野生化しております。これが外来種です。アライグマは、ほぼ全国に広がって社会問題化が始まっております。

わが国で問題となっている外来種とその由来

種名	天敵・狩猟など	ペット	家畜・養殖	展示など
タイワンザル				○
カイウサギ		○	○	○
タイワンリス		○		○
アライグマ		○		
マンゲース	○			
ネコ		○		
イノシシ	○	○	○	
ヤギ			○	
ハト		○		
アカミミガメ		○		
オオヒキガエル	○			
オオクチバス	○			

IUCNによるワースト100種

それから、かつて家畜で飼っていたものが、今使われないことによって野生化してしまった（上図）。こういうケースも各地で起こっております。特に今大きな問題になっておりますのは、東京の小笠原諸島で野生化しているヤギです（写真）。これが植生、特



に小笠原には世界ここにしかないという希少な野生の生物たちがおります。これらを破壊していってしまうのが大きな問題です。

はなはだしい場合には、植生が壊滅してしまって、赤土が流出することによって海の生態系にまで大きな影響が出ている。こういう事実があるわけです。

それから、今非常に大きな問題、深刻な外来種問題として考えておりますのが、我々がごくごく普通に飼っている猫。このイエネコが捨てられる、あるいは野生化することによって、大きな生態系への影響が開始しています。特に今大変な問題と認識しているのがツシマヤマネコです（写真）。地球上にわずか70頭



か80頭という、非常に絶滅の恐れの高い野生動物ですが、この野生のヤマネコに、野生化したペットの猫から猫エイズウイルス、その他多くの感染症がうつってしまいました。今、隔離されて非常にかわいそうな状況なのですが、こういったことによってツシマヤマネコが絶滅する恐れまで出てきております。つまり、猫という、本当に私たちの身近な生きものですら、ある場所によっては生態系に大きな影響を与える外来種となるわけです。

では、この外来種をこれからどうしていけばいいのかという考え方ですが、既にわかっている範囲で、植物、動物合わせて、3,000種類以上の外来種が国内で確認されています。これらをすべて排除することは事実上困難ですし、大きな影響が今特に出ていない生物もたくさんいるわけです。一方で、生態系などに大きな影響を与え、対策に緊急性の高いものが出て、これを侵略的外来種と呼びます。

この侵略的外来種は、英語の invasive alien species という、共通で世界で使われている言葉を日本語に訳したのですが、こういったものを特定してそして優

先順位をつけて、それらを積極的に、自然生態系の中から排除していく。これが現実的という方法だろうと考えられているわけです。

ところが、例えばこういった排除すべき対象というのが、我々の身近な愛護動物、犬や猫、あるいは霊長類のように人間として感情を移入しやすい動物の場合、非常に大きな社会的な反応が起こります。通常、排除といっても、実際には殺処分を伴う駆除が行われておりまして、事実、沖縄のヤンバル地域で、絶滅のおそれのあるヤンバルクイナを守るために、マングースあるいは猫といったものを駆除するという方針が環境省から昨年2月に発表されました（写真）。これに対応して、国内の、あるいは海外からも大きな反響を呼



んでしまい、こういった対策そのものが立ちいかなくなる、そういう事態に直面してしまいました。

これは、実際どういう問題が起こったかということなのですが、ヤンバルクイナはまだ発見されてわずか20年しかたっていない動物ですが、発見当時は沖縄本島北部のヤンバル地域という広大な原始林の中に広くいたわけです。それが最近になって急速に南側から絶滅が始まりました。もう既に、大宜味村という村がありますが、ここは全滅してしまいました。この急速な絶滅というのがなぜ起こったのだろうかということで調査をしましたところ、人間がハブ対策に持ち込んだマングース、そして人間によって捨てられたと思われる野生化した猫、これらがこの希少な動物をどんどん捕食してしまうということがわかりました。それでこれらの、まさに侵略的外来種を排除していこう、国としては駆除しようという方針が出されたわけです（右図）。

ところが、実際には、この猫というのは人間に飼われている可能性もあります。例えば、野良猫。これは動物愛護行政の中では動物愛護法によって扱われる動物です。愛護動物は場合によっては所有者がいるかも

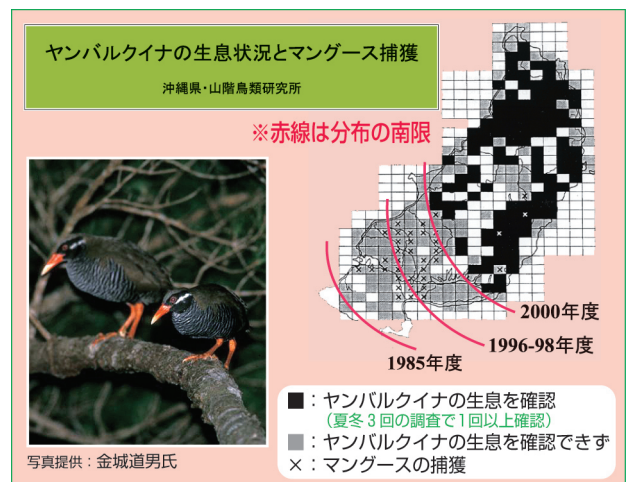
しれないということで、それで捨て猫として動物愛護センターなどで引き取られていっているわけです。

ところが一方で、これが野山に入り込んで野生化した場合。これは現行法では、野生動物行政で所轄しております鳥獣保護法という法律で扱われることになります。これらは野生動物ですから飼い主がいない。ということで、これは積極的に駆除される運命にあるわけです。

ヤンバルのように猫が野生化した外来種問題というのは、先ほどのツシマヤマネコのケース、イリオモテヤマネコの問題、それから小笠原諸島でも起こっています。こういった猫の問題というのを考えたときに、では一体どちらで対応すべきなのか。保健所に相談すると、「いや、それは野生動物でしょう」。それで野生動物の方の行政の方にご相談すると、「いや、猫は愛護動物ですから」。しかし、現実問題、目の前に猫がいても、この猫が飼われているのか、捨てられているのか、野生化しているのか、到底区別できないわけです。

というわけで、扱いがあいまいなまま、今までほとんど対策がとられてこない。ところが今回、ヤンバルの場合は野生動物として駆除してしまおうということに対して大きな反発が出たと考えられるわけです。

そこで、これらの問題を解決していくためには、やはり獣医師が立ち上がらなければいけないということで、沖縄県の若い先生方が「ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会」というものを結成して活動を始めました。このスライドは、今年の春に行われました、日本獣医師会3学会の年次大会でのシンポジウムの様子ですが、彼らの合言葉は、ペットを適正に飼うことが野生動物を守ることにつながるのだ、つまり「猫が大事かヤンバルクイナが大事か」と、先ほどの林先生のお

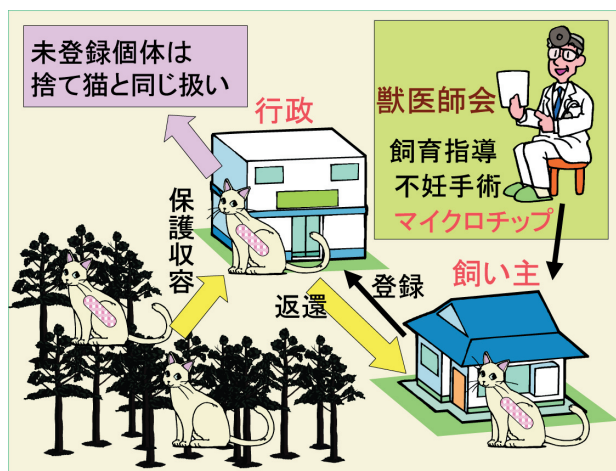


話にもちょっと似たところがありますが、そういう話ではなくて、猫も、それから野生動物も同時に大事にできる方法を考えられないか、というところから活動が始まりました。これには大きな共感が得られて、支持されました。

どうしたことをやったかと言いますと、獣医師会が中心になりまして、飼い主に対して、こういうほったらかしの猫あるいは捨てられているような猫がいるわけなので、まず飼育指導をやりましょう。それから不妊化をして、仮に野生化しても増えないようにしましょう。あるいは不妊化することで、これ以上不幸な動物が増えないようにしましょうということを、ボランティアで開始しました。と同時に、すべての個体に対してマイクロチップを埋めて、飼い主の責任を明らかにする。これが非常に大きなことなのです。

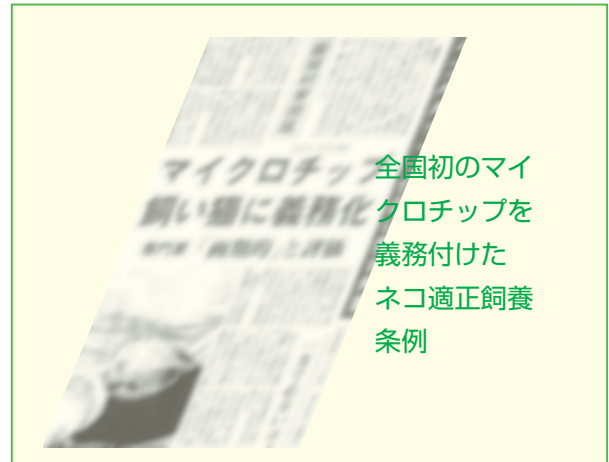
このマイクロチップを埋め込まれたことによって、飼い主は行政に個体を登録します。当然、野生の森の中にも野生化した猫がいるわけですが、これは何とかして排除しなければいけない。ただ、それが駆除ではなくてもいいわけですね。我々はこれを「保護収容」と呼びました。これで結果的には同じなのです。ヤンバルクイナさえ守ればいわけですから、それによって収容された猫にもマイクロチップが埋まっていれば、これは飼い主のもとへ帰れるわけです。

もしマイクロチップがなければ、未登録の個体ということなのですが、これは野生動物として扱うわけではなくて、捨て猫と同じ扱いにしましょうよと。こういう仕組みを提案したことで、昨年 160 頭の猫がヤンバルの森から保護収容されました (図)。いまだに 1 頭も殺されておりません。



これらの獣医師会の活動に共鳴した一つの集落、わ

ずか 2 百数十名の小さなムラですが、そこで全国初のマイクロチップ義務化の条例(規則)ができました。これが昨年の 5 月のことです (写真)。



これが一つの契機になりまして、沖縄県のヤンバル地域、それから捨て猫の供給元と言ってもいいかもしれませんが、那覇市を中心とした都市部、こういったところの関心が一気に広がりまして、ヤンバルクイナを守るために、野生動物を守るために、ペットをちゃんと飼おうという運動が起こります。一方、環境省は、今年からモデル事業という形で適正飼育の事業を始めたわけですが、これにヤンバル地域を指定していただきまして、今着々と進められているところです。

例えば、地元の獣医さんたちや環境省の保護センターなどが中心になって、子供たちや地域の人たちに対して環境教育をやっていく。この教育というのは非常に大きな効果を生んで、今活動が進められているところです。

こうした獣医師を中心にした活動、実は既に全国各地で取り組み例が始まっております。日本獣医師会でも、私が委員長をやっております野生動物委員会で、3 年前からこうした外来種に対する対応方針の検討を始めておりますし、それから北海道獣医師会では、全国初の外来種に対応した動物愛護管理条例というものを提案され、これが成立した。これは非常に重要な条例になっています。

また、九州地区獣医師会連合会では、4,000 名の会員が毎年 1,000 円ずつ出資しようということで、それを基金にしまして、現在ツシマヤマネコの保護活動が始まっております。対馬と西表島に設置された動物診療所には毎月獣医師を派遣して、今お話したような内容の活動を展開してい

るところです。

つい先日、対馬で先ほどのヤンバルクイナの長嶺先生をお招きして、地元の共済組合の家畜の獣医さん、あるいは保健所の獣医さん、役場の方々、こうした方々と話し合いを持ちながら、猫対策を進めていこうというような活動も今行っております。

最後にこうした、飼育動物が野生化することによる外来種問題を解決するためには、動物愛護法というのがどう関わるべきなのかというのを私なりに整理してみました。外来種が野生化していくプロセスというのは、まず海外からの場合、輸入という行為があります。そして業者さんによって販売され、そして飼育ユーザーのもとで飼われる。それが、逃げ出したり捨てられたり、そして野生化するという道をたどるわけです。この一つ一つに一定の歯止めをかけていくということがこれから必要になるだろうと思います (図)。

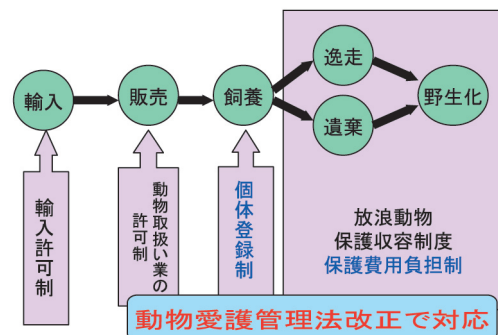
ペット由来の外来種対策における原則

- ・ 野生化個体を人道的に取り扱う
- ・ 野生化防止対策を優先する
- ・ **動物愛護管理法**に基づき対応
- ・ 十分な議論から対策をはじめめる
- ・ 教育普及活動が成功のカギ

例えば、輸入というのを、特に生態系に大きな影響があるものであれば、許可が必要にするべきだろう。あるいは販売についても、動物取扱業というものにつ

いては、許可制というのがあってしかるべきだろう。それから、飼う人の責任というのが非常に重要になりますので、マイクロチップを使って個体を登録する。捨てられたものも、ただ単に駆除するというのではなくて、放浪している動物はもう見分けがつかないのだから、保護収容する制度をつくらうではないかと。ただ、その場合、この飼い主の責任というのはやはり問われる必要があるので、そのための費用を負担する制度も同時につくったらどうか。このようなことが考えられると思います。

外来種の野生化と法律による対応



これらに対応するものとして、この輸入の部分については今環境省の方で外来種に対応する新法が検討されていると聞いておりますが、ペット動物については膨大な数、それから多くの取扱業者、そして飼育ユーザーたちがいるわけです。こうしたものに今関わっているのが、まさに動物愛護法です。したがって、この動物愛護管理法を早急に改正することで対応していく必要があるだろうと考えております (上図)。

私からは以上です。ありがとうございました。



中川 羽山先生ありがとうございました。移入種の問題とペットの問題というのは全く別々のように従来考えられてきましたが、非常に近い、これは切っても切り離せないものがあるというのを、沖縄のヤンバルクイナの例を具体的に挙げながら重要な論点を出していると思います。

それでは、次に山崎さんですが、山崎さんは「ペット研究者」と書いてありますが、アメリカに長くお住まいで、アメリカのみならず、海外のペット問題についても非常に造詣の深い方です。それでは山崎さんお願いいたします。

動物取扱業者に 求められるもの



山崎恵子

山崎でございます。今、私も羽山先生のお話をもう一回興味深く聞かせていただきました。先生がおっしゃるとおり、野生動物と移入種、日本の在来種と移入種の問題というのは、もうかなり現状が悪化しているのを私は目の当たりにしていますが、先生のおっしゃっている、どちらも別にいいとか悪いとか、そういった白黒の尺度で見るときではないということに本当に賛成しております。私の家にも、実は外来種で、いわゆる侵略的外来種になり得るミシシッピアカミミガメがおります。うちの娘がもう10年近く前に、お友だちが「もう飼えない、川に流せと言われた」というのを引き取って家に連れてきました。うちではガメラと名前をつけておりますが、ガメラくんを見るたびに思うのは、「あんたも被害者だね、あんたも故郷を見ることなくこの狭い水槽で結局一生を送るんだね」と。私にはそれしかしてあげられない。ですから被害者というのがだれかということを考える必要があると思うのです。

そういった話の中で、命をどういうふう天秤にかけていくかというお話もあったかと思いますが、先ほど林先生が「共生」という言葉にさまざまな問題が生じているというようなご指摘もありました。おのずからの命の重みや、「共生」という言葉を考えると、どうしても話がファジーになってしまう。ですから、羽山先生のような具体性がある話をさせていただくと大変私もありがたいと思います。私自身もここで少し具体的な、本当に地に足のついた、明日何をしようというよ

うな話を少しさせていただきたいと思います。私は自分を飼い主だと思っておりますので、飼い主の立場でこういった場に立たせていただくときには、必ずこの話をさせていただいております。

飼い主というのは2種類いると思うのです。いろいろな種類がありますが、飼い主をあえて2種類に分類するとしたら、本当は飼い主ではない、何となく動物を置いておくのだけれど、「この人、どうでもいいんじゃない？」という飼い方をしている人と、徹底してきちっとした管理体制でいわゆる飼養管理をしている飼い主さん。一番問題にされるのは前者の方、いいかげんな飼い方をしている、猫は自由に外へ行き来していなくなっちゃったらいいじゃない的に飼っている人は、先ほどの羽山先生の話の中でも一番問題になる。ただ、では何をすべきかというときに、実はこの前者の方に、行政でも愛護団体でもフォーカスをしてしまうことが非常に多いと思うんですね。ただ、前者にフォーカスをして、ではお金をかけて教育をしよう、あるいは啓蒙をしていこう、何をしたらこっちを向いてくれるのか、あるいは法律を変えて罰則規定をもっとやろうというように、前者にフォーカスをしてしまうと、実は、本当に我々が投資したものに見返りが高いのかという問題を、ぜひ皆さんにお考えいただきたい。何を言いたいかというと、これは結局後者の、意識の高い飼い主が、「私に何ができるの？」とちょっと足踏み状態の人というのは私の周りにたくさんいるんです。そういう方々に、できる限り我々の人的資源などの投資をして、彼らが今よりさらに高いレベルの、要するに消費者運動を担うのだけれども、中核になるような投資をしてあげて、ピアエデュケーションをしてもらう。つまり同類の教育は同類にやってもらうという体制をつくることの方が、私はこれから先行投資としてはいいのではないかと考えています。

その中で、なぜそれを言うかということ、いわゆるペット産業が何億もの産業だと現在言われておりますが、何億、何十億、何百億の産業と言われているペット産業において、飼い主の声がほかのグッズの消費者センターの声と同じようにペットの産業で反映されているかということ、実は飼い主の声って、皆さんよく探してみると、どこにもないんですね。たとえばフードのコーナーで、ブリーダーさんが「いい」と言ってい

る。では、飼い主は？あるいは、高度の獣医療の宣伝、こういう動物が助かる、ああいう動物が助かる。でも、飼い主が欲している獣医学サービスって一体何？どんなアドバイスを欲しているの？これが獣医学の教育カリキュラムの中に本当に入っているの？こうやって自問自答していくと、実は飼い主の声がいかにか反映されていないかというのが明らかになる。そこで、私は飼い主の声を反映するということが重要で、飼い主の声として社会に聞いてもらう中核軍団をつくるのが重要だと。そして、5年ぐらい前に、犬関係ですが、優良家庭犬普及協会という協会有志とともに設立させていただきました。ここでは主に犬を扱っておりますが、犬のトレーニングや社会性、それから犬の飼養管理に関して、何が模範となるべきかということを日々自問自答しながらいろいろと少数精鋭制のような教育を行って来て、かなりある意味ではいいベースができてきたと思っています。

この優良家庭犬普及協会が、来年、あるいはその次の年にまたいだ事業として考えておりますのは、飼い主に対する教育啓蒙を我々飼い主軍団ができるような資料を提供するということなんです。例えば、自分たちが使っているサービス——獣医療もあれば、トレーニング、トレーナーさん、フード業界、いろいろなものがありますね。ショップでグッズも買えます。そういったものに対してどういう基準を、優良店舗や優良サービス業にどのような基準を優良な飼い主として設けるかということ、はっきり明文化しましょう。これを周りに配布をして、飼い主になる人たち、あるいは既存の飼い主に理解してもらいましょう。

もう一つは、いわゆるどういった質問をしていけばいいの。いろいろなものを買うときにはどういふところをチェックしたらいいかということは、消費者運動の中にははっきりと出てくるんです。そういった中で、では消費者として動物を物扱いしてはいけないけれども、あえて、商売の対象となっている動物であれば、我々は消費者として行政に対してきちんと質問のできる消費者になりましょう。そういった質問の一覧表というのをつくるべきだと思うんです。

例えば、ペットショップ一つにしても、まずビジュアル。つまり、外観的に見てチェックポイントはどういふものがあり得るか。これはまだはっきりとそのパ

ンフレットの内容として決まったわけではありませんが、私があえて今ぱっと思い立ってインプットできるのは、例えば、臭い。一般の家庭で動物が臭かったら、皆さん鼻をつまみますよね。何か不衛生と言いますよね。ショップも同じです。あるいは病院も、トリマーさんのところも、同じです。臭いところを別に選ぶ必要ないわけです。あるいは、動物がうんちを踏んでいないか、鳥などの羽はもげていないか、あるいはモルモットとかウサギのケージの下にうんちが4日分たまっていないか。ビジュアルに見えるものというのは明らかに基準になるわけです。「でも、ウサギはうんちたくさんするから」ではなくて、きれいにしていれば当然たまらないわけですよね。そこをちょっと常識的に考えれば、たまっているところは管理をしていないということになるわけですから、ポイントと言われれば当たり前のことばかりです。チェックポイント、これをチェックしなさい。それから、動物の常動行動。自分の毛を抜いたり、あるいはデプレッション（抑うつ状態）になって、顧客や店員と目を合わせない状態に至るとか、そういったストレス信号は、一般の消費者の方でもすぐわかるようなものを図式で明記することはできます。その明記したものを、「こういう状態に置いていませんか。それは正常な状況ではありません。もしかしたら精神衛生上非常にまずい状態になっていて、あなたが飼ったらその子は問題行動を起すような子になるかもしれません」という切り口で啓蒙していけば、当然、それも一つの飼い主教育になる。

それから、最近非常に気になることですが、東京中心にできた大手のペットショップを取り扱った記事を幾つかの雑誌で読んだのですが、この記事には、たくさん種類を置いてあることを賞賛して書いてあったんです。でも、こういった消費者パンフレットには、100円ショップとは違う、商品の数が多ければ多いほどいいというわけではない。グッズに関してはそうかもしれないけれども、生体に関しては多ければ多いほど、マネージメントに手がかかるわけです。1頭の犬や1匹の猫を飼っている人たちでも、マネージメントをフルタイムでやらなければいけないことがたくさんある。では、それだけペットの数をたくさん置いている店舗にそれだけの店員数が置いてあるのか。また、獣医医療費を店舗のほうで投資しているのか。そのあ

たりが基準になってくるわけです。

それ以外にも、先ほど林先生がおっしゃったように、遺伝性の疾患に関して、やはりこれも私は動物を商品として見るべきではないと思いますが、あえて、物、商品売っている商売であるということを受け入れるのであれば、60分テープを売っているのだったら、30分で切れてしまった、60分録音できなかつたら、私は怒ります。繁殖業というのは、その動物がきちっとした行動と健康体を持っていて初めて繁殖家という名前、ブリーダーという名前をちょうだいするわけですよ。この馬きれいでしょう、見た目はサラブレッドでしょう、すごくきれいなサラブレッドなの、でも走れません。これではサラブレッドの繁殖家はできません。牧場はつぶれます。でも、ペット動物の場合は、それは「あり」の世界が、先ほど林先生がおっしゃったようにまかり通っている。それであれば、消費者が新しい動物を購入するときに何をチェックするべきかというのは、先生方のような獣医師の情報をきちっとパンフレットに載せればわかる。店員に何を聞くべきか。大型犬の場合には、親の股関節のレントゲンをきちっと撮ってあるか、進行性網膜萎縮症の遺伝子チェックは、できない犬種もありますが、ほとんど大きな犬種に関してはできます。では、そのチェックを親がしているか。レントゲン、心電図、ひじ・ひざ関節は。これを、その子供も親もきちっとしてあるか。水際作戦で消費者がそれを購入しなければ、そういう個体はつくられない。そういう個体がつくらなければ、病気で苦しむ子も、だんだんと減っていくわけです。

私のところにも、長い間頭がぺこぺこだった、某ショップから経由してきたポメラニアンがいます。5歳になった今でもトイレのしつけができない。方向感覚も極めて悪い状態です。本当にこれは直りません。ただ、彼のような個体をどうして生んでしまうのかというと、買う人がいるからなんです。だから、買う人に対する教育、そしてもう一つは、実際に飼っている人たちに対する教育として、そういった個体を売っているショップというものにお金を落とす必要はないという教育も必要なんです。飼い主というのは、フードやグッズを、その動物が生きている限り購入します。お財布という、とてつもない消費者パワーを持っています。そのとてつもない消費者パワーを持っている人たちが、どこに

そのパワーを使うべきかということを明確に、例えば我々の優良家庭犬普及協会を始めとして、さまざまな愛護団体やN G Oの方々がちゃんとした明確な消費者教育の資料として提供していく。メディアなどを巻き込んで、広報することができれば、ピアエデュケーションなどは本当に5年もあればほぼ完璧にやる事ができるわけです。

それから、買った個体、これは実は買う前にチェックをするべき。先ほど遺伝性の疾患のことを言いましたが、生きたものです。生きたものを購入するときには、やはり生きものの専門家である、その生体の専門家である獣医師の先生健康スクリーニングを入れるという、一つのステップを入れる。これも私どもは提案したいと思っています。どういうことを言うのかというと、ショップ指定ではない、自分が選択した、消費者が信頼を置いている獣医師に、個体を購入する前に健康診断をしてもらう。そこの結果によって自分がお金を払うかどうかを決める。これは当たり前のことなんです。ほかの商品であれば、本当に当たり前のことなんです。

それから、もう一つはメディアに対するフラストレーションです。テレビ番組などで、内部遺伝性疾患などの問題を取り上げるようになりました。ところが、皆さんも多分不思議に思っていると思いますが、その出どころが一切うやむやになっているんです。では、ここでのたうち回っている子とか、先月死んでしまったというこの子は、どこで生まれて、どこで販売された子なんですかというのが、実はテレビ番組を最後まで見ても全然出てこないんです。これが自動車だったら堂々と、例えば三菱自動車のリコール運動が起きて三菱自動車のどこの工場が出たどのロットの車がどれだけ悪かったかということが、どーんとメディアに出るんです。ではどうして、生体の場合は出ないのか。これはやはり消費者運動がないからです。消費者運動があれば、ビジネスというのは変えられるんですね。

全くジャンルは違いますが、英国の「フリーダムフード」というような、産業動物の福祉を守った生産者が、いかに今繁栄しているか。本当にまだできて10年にも満たないものがなぜこんなに繁栄し始めたかとい

たら、消費者のお財布に対して訴える運動が成功したからなんです。ですから、それを我々もやっていかなければいけない。これは、ただショップだけではなくて、例えばトリミングに自分の動物を出すときに、密室で虐待されていないかどうか、チェックの仕方があるのか。あるいは獣医を、自分の適正なものを受けているかチェックの仕方があるのか、獣医療のインフォームドコンセントは一体どういうことかということ、やはり患者さんの飼い主にはちゃんと教えるべきです。セカンドオピニオンというのは獣医療の中でもあり得る。皆さんの先生は、セカンドオピニオンを嫌がっていませんか？ これも獣医療を受ける側も、常識的な教育としてはあり得る。その辺をどうして私たちが常識的に押さえられないのかというのは、やはり言うように、消費者運動がないからなんです。消費者運動がないから、我々がそれをオーナーとしてはつくっていかなければいけない。動物を非常に大切に守ってい

る飼い主として、それから「動物との共生を考える連絡会」の監事である自分としても、皆様にお話したいのは、けんかをすることはいいことではない。あいつがあんなように言ったとか、あいつはこんなことをしたということ、いわゆるけんか腰で、あるいは摘発をしようという形で動くことは決していいことではないと思います。ただ、けんかをせずとも、クールに、きちっとした情報を、裏づけをもって自分のお財布を管理するというで、十分の数の人間がそれをやれば、プロに対して我々素人ほど強いものはないという意識を皆さんに持ってほしいのです。ですから、私はピアエデュケーションということで、これから飼い主さんに私が関わっている協会を通して働きかけ、そういった教育をするための資料をつくっていきたくと思っています。飼い主さんに言わなければいけないのは、お金を払っているのはあなたですよということだと思います。ありがとうございました。



中川 山崎先生ありがとうございました。

そういう意味では今非常に盲点と言うか、他の世界ではそういうことが日常行われていることが、この分野では非常に未成熟であるという、その指摘は非常に重く感じながら聞いておりました。

そういう意味では、その対象となるかもしれませんが、次のスピーカーは末松先生です。末松さんは、その業界の方で一番参加社が多いと言われているペット小売業の業界で指導的立場にあります。今朝、今山崎先生がご指摘になったようなことについての、内部の検討結果を一つの指針としてまとめるというようなことが新聞にも出ておりましたが、そのことも含めてご発言いただければと思います。

全国ペット小売業協会の

概要



末松 脩

末松でございます。生々しい、日々その現場にいるペットショップでございます。諸先生方のきょうの問題も、どうも我々の日常の中にびびり来るようなことで、これも一つの試練かなととらえております。

その前に、私どもの「全国ペット小売業協会」という名前について若干補足させていただきます。これはペットの業界ですと、製造するメーカーが川上にごさいます。中間、川中に卸売業会、それからお客様のところの最先端が小売。こういうことがありますので、流れの中で言うと、我々小売というところにどうしても置かれてしまう。ところが、この動愛法を踏まえすと、実はこれは動物取扱業者というように置きかえて解釈していただきたいということがまずございます。

日常、動物に関わりながら、なかなか難しい問題がたくさんございます。その中で、この我々の小売業協会というのは、まさに2000年の改正された動物愛護法をきっかけに結成された協会でございます。まだまだ未熟でございます。問題もたくさんございます。ちょうど今回が、旧動物保護管理法から30周年、我々の業界とちょうどそれがマッチングしております。1960年後半くらいからペットショップというのが出てきたかなと。私もたまたま30数年この業界におりますが、その歴史とちょうど合っております。では、その前になかったかということ、その前ももちろん小鳥屋さんとか金魚屋さんという言葉で、これはずっと、それこそ江戸時代からあります。それから、皆様もご記憶にあ

るかと思いますが、割と初期のペットショップというのは、デパートで言えば階段の脇にあるとか、あるいは露天商的なもの。そういうものから始まって、この30年間にかなり大型ペットショップも含んで、一つの業態がやっとできてきたかなと。30年しますと、大体物事は曲がり角に来ます。そういう面で、ある意味で、初期の決してよろしくない習慣をまだ引きずっております。この動物愛護法が施行されたのをきっかけに、では……。受け皿がなかったんです。もうその必要もなかったような、そういう時代が過去にありました。だから連絡しようにも、業者同士の横のつながりが全くなかったんです。だからむしろ2000年の新動愛法の施行をきっかけに、これからやっとそのペットショップという、ペット業界がやっと日の目を見て歩き始めた、このようにまずご了解いただきたい。言いわけではございませんが、そういう実態がございます。

では、私どもが今後のペット業界がどうあるべきかということを考えるときに、まず一番考えるのは、消費者志向が非常に変わってきております。かなり家族の一員という意識が、いい面悪い面ありますが、とにかく非常に日常的になってきた。この「共生」は問題あるとおっしゃいましたが、事実上ペットとの共生、例えばもうマンションがかなりペット可のペット共生マンションということで、背景は例の少子高齢化とか、あるいはIT文化がこれだけ進んできて無機質なものがどんどん進行したときに、どうでしょう、自然とか動物に対する回帰、そういう心理もあるのかな。結果的には非常に恵まれた業界の追い風が吹いていると、こうとらえます。その追い風も、実はどこかのコマショールではございませんが、一時的にある犬に急に人気が出たり、またそれが「はやり」という言葉で言われるのは実は非常に抵抗を感じております。何も犬ははやりでなくても結構です。チワワがいいというのは、昔から、いい人はいい。だけど、何もかもチワワでなければいけないとか、こういうのはちょっと行き過ぎな面があります。そういうことを踏まえすと、ではペット業界として、ペットショップ、動物取扱業者が、どういうことがこれからの課題かということ、高まっていくお客様、ユーザーの志向に対して、過去のままの商習慣あるいは志向ではもうついていけない、満足に提供できない。これはもうはっきり言えたこと

です。今の山崎先生にございましたが、商品としてとらえるというのも、これは実は非常に難しいのです。日々現場にいますと、犬猫のクレームが来ます。「欠陥商品だ」と言われてクレームが来るときに、非常に我々は傷つくんですよ。生産物ではないからですね、なかなか割り切れた、完全検査するという、これはもう不可能なこと。私どもは、この協会としては、毎月1回全国の理事が集まっていろいろ協議しますが、やはりお客様に信頼される形での満足の提供を一緒になって悩んで解決していくというのが、これからのペットショップの大きな課題ではないかと考えています。

問題は、ちょうどこの30周年ということがきっかけでございました。それからきょうのこのパネラーの機会も非常にありがたいものと受け止めまして、私どもは宣言をいたしました。「2003年ペット小売業宣言」などということで、「私たちは、より豊かな人とペットとの共生社会の構築に貢献します」と。言葉で言えばこれだけですが、当たり前のことかもわかりませんが、これをあえて宣言しまして、ここに10項目くらい挙げたのですが、本当に挙げればこの数倍出てきます。一度に挙げても解決できません。まず身近な問題から取り組んでいこう、飼育の問題はどうなんだろうと。同じ店頭に出しても、やはり今先生おっしゃるように、あまり疲労させないような工夫や病気予防が本当に完全に防げるような状態のお店でなければいけないのではないかと。私どもも感じております。それから、現在ですと、かなり幼齢期。あまり若い年代の販売というのは欧米ではあり得ないことです。これも徐々にというか、今一挙に法律ならやるかもわかりませんが、やはり欧米型の適正な年齢期まで親元に置くなり、安全なところまでショップ側の方で責任を持つなり、こういうことが要求されるのではないかと。

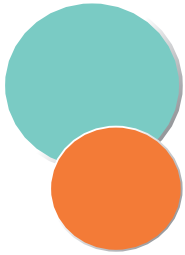
販売に対してもそうです。同じ業界の中にも、それはいろいろな考えでまだやっていらっしゃる方がございますから、あえてまだ我々が注意するまでの権限

はございませんが、その中でやはり売ればいい、商売だから売って儲かればいいと。これはもう通用しないということは、我々の協会のほうではかなり認知しました。これはなるべく広げていこう。こういうこともやっとな動き出して、皆様方にちょっと宣言しますと、かなり支持者が出まして、ちょうど昨日あたりも、その新聞が出ますと、励ましの言葉をたくさんいただきました。これはペットショップの規制がもっともときつくなる。法の規制がきつくなるというのは、はっきり言って業としては辛いですよ。けれども、それをクリアしたところからまた新しいサービスが生まれてくるというならば、あえてこれを受けましょうと。よく、法はなかなか業界では困るからと言って、調整するような動きもありますが、ペットに関してはむしろもっとはっきり打ち出すべきであろうという考えも持っております。それで、あくまでやはり消費者の志向が高まっている。

それから、もう1つ見逃せないのがお子様の問題。例の12歳の事件とか、17歳問題もございしますが、私どもの現場として実感するのは、やはりお子さんのときからペットに接していらっしゃる方は、多分そういう問題が精神的なことでは起きないのではないかなという自負もあります。だから、もっともっとサービス精神を我々が身につけながら、それから売って終わりではなくて、できるならば売ったところからサービスが始まると。恐らく、いろいろなことがあればペットショップとの密着を非常に深めていくような業界でなければ、本当の意味の発展はないのではないかと。こういうことも盛んに討議しております。またあとで時間をいただくかもわかりませんが、とりあえずこういうことを含めまして、問題もたくさんある業態でございしますが、非常に前向きに取り組んでいこうという姿勢がございしますので、今後ともよろしくご指導いただければと思います。

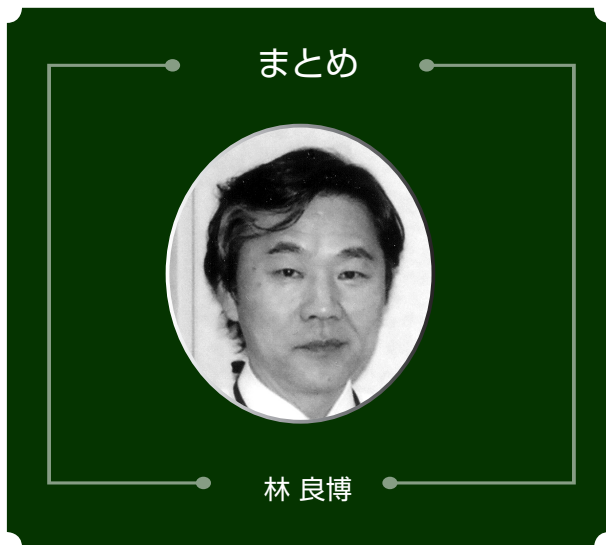


中川 ありがとうございます。実際にこういうシンポジウムに、今、業としてペットを取り扱っている、あるいはその全体的な指導的な立場にある方がみずから出られるということは従来殆どなかったと思います。そういう意味では今末松さんが出られて、山崎さんのあとにお話をされたわけですが、その距離というのは、あ



る意味で両方がどう消費者を教育していくかという非常に重要な山崎さんの指摘と、それを受ける側の末松さんの方の立場というものが次の新しい展開のような感じで今お聞きしておりました。

最後のスピーカーは、先ほど基調講演をされた林先生ですが、お三方の意見を聞きながら、どんな感想を持たれたか、また基調講演で足りなかった部分等を追加していただければと思います。



私も中川先生がおっしゃられたように、3人のお話をお聞きして、これはあとから質問という形でまたさせていただきたいと思いますが、ここでは短い時間で日本の犬と猫を取り巻く状況と、それについてどう考えているかということをお5点にわたって申し上げたいと思います。

このもとになっているのは、既に御存じの方も多いかと思いますが、内閣府大臣官房政府広報室が実施した「動物愛護に関する世論調査」という、今年の6月から7月にかけて実施されたものです。非常に新しい情報ですが、この中から特徴的なことを4点申し上げて、5点目はそれでは今後どうするかという話を申し上げたいと思います。

まず1点目は去勢・不妊手術に関することですが、今年の7月の時点で、この調査で見ると、犬は25.3%が去勢・不妊をやっています。この中で完全にやっているというのが21%。答えられた方の、犬を

飼っておられる方の5人に1人。不完全という言い方はおかしいのですが、たくさん飼っている中で必要な個体に対して去勢・避妊をやっているという方が4.2%、それを両方合わせて25%ということですね。全体で見れば4人に1人という形になりますでしょうか。これが犬です。猫に関しては、すべての猫に対して去勢・避妊手術をしている方は、63.8%に上ります。一部の猫に対してやっているという方が6.4%で、これは初めて両方合わせて70%の大台に上がったということですね。この状況を見ますと、私は、これは日本らしいなど。これはあまり今後急激には動きませんが、やはり飼っている飼い主の方の意識として、もう少し上がっていきたくて見えています。

手術していない方、去勢・不妊手術をしていない方の理由のほとんどというか、トップは、「手術する必要がないから」とに答えています。犬が59.1%、6割の方が手術する必要がない、そういう飼い方をしていると言っているわけですね。猫は43.2%。これは完全室内飼いの方が多いのだと思いますが、43.2%の方が手術する必要がないとおっしゃっているわけです。

これが日本の特徴を非常によくあらわしていると思うのは、やはり依然として、例えば去勢・不妊手術すると長生きしますよとか、いろいろな言い方をしますが、つまりは繁殖に関するがん、乳腺にしる、卵巣にしる、前立腺にしる、子宮にしる、そういったがんが減るといっても、やはり多くの飼い主は動物に、自分の飼っている、家族の一員のように思っている動物たちに、去勢・不妊手術をすることに抵抗感があります。これは僕はやはり日本の伝統だと思いますね。これは安楽死をしたがらないということと非常にパラレルな関係にあります。ここまでのところの宣伝が行き届いてきたものですから、ここまでよく来たなというくらいで、実態から言うと、かわい

そんな野良猫（野良犬はもうほとんどいませんが）、そういうかわいそうな、期待されずして生まれてくる子供たちをもっと減らすためには、これが上がるのが望ましいのですが、僕は日本のこの現状を考えるとこの程度だろうなという予想で、それほどこれから上がっていくものではない、よくここまで来たという評価が第1点目です。

それから、 いろいろな希少動物、あるいは先ほどから話に上っています、ちょうど移入動物と同じように悪さをする猫の問題ですが、猫の飼育についての一番新しいデータで、現在室内飼いが54%です。これはようやく50%以上室内で飼われるようになったということです。この室内飼いというのは、これは完全室内飼いという意味です。主として室内飼いというのは、これは昔から、江戸時代から猫は室内飼いしていたわけですが、主として室内飼いというのは要するに遊びに行くということなんです、これが22.1%。それから放し飼いというのが23.8%ありますから、やはり半分は依然として、先ほど問題になりました移入種との、羽山先生のお話の中にある問題とからんだ問題というのが出てくる。これについても、やはり「閉じ込めて飼うのはかわいそうだ」という日本的なこの意識というのは、ここでも出ているかなという気がします。

この アンケートはペットを飼っていない人に対してもなされているわけですが、ペットを飼っていない人の飼わない理由というのが、順番に述べられています。「十分に世話ができない」が46.5%、それから「死ぬとかわいそう」というのが35%、3番目に「集合住宅だから飼えない」。マンション、アパートで飼えないと。これが24.6%ですが、十分に世話ができないから飼わないというのは正しい考え方で。つまり世話ができないなら、はっきり言って飼うべきではありません。かわいそうですね。散歩もできない人が犬なんか飼う必要はない。飼ってはいけなし、犬のためだけではなくて、その人のためにも、十分世話ができないと判断するというというのは、つまりそういうライフスタイル、動物の世話をしないというライフスタイルもあり得るわけですから、その人は飼

うべきではない。これは正しいのですが、ただ、ここにはちょっと問題がありまして、本当は飼いたいんだけど十分に世話ができない、そういう日本の職業的な環境にある。そうすると、私はあとから申し上げますが、健全な動物関係の職種といいますが、職域を広げるということはまた重要で、ドッグウォーカーのような世話を補助する人たち、それからいかげんなものではない健全なペットホテル。そういういろいろな形の、犬は飼いたいけれども、猫は飼いたいけれども、それを今の忙しさからすると飼えないというのを補助する健全な職種は探すべきで、そこが不十分だということのあらわれでもあると私は考えています。ここはぜひとも、十分に世話ができないという内容を検討すべきところだろうと思います。

最後に、 内閣府大臣官房がやったこの「動物愛護に関する世論調査」の中で大変ショックなのは、「動物の愛護および管理に関する法律」の周知度、どのくらいこの法律を知っているか。そういう法律があること自体を知らなかったというのは、46.5%。つまり日本の半分の人はこの法律があることを知りません。1999年に成立して、2000年の12月から施行されていますが、知らない。恐らくその人はきょうのシンポジウムの趣旨である、30年前に「動物の保護および管理に関する法律」が成立したことも当然知らないでしょう。この30年間、こんな法律は知らなかったのだと思います。それは日本人の半分がそうだとことです。それから、そういう法律があること自体は知っているが内容はよく知らないという人が32.3%ですので、この2つを合わせますと実に80%になります。80%の人は全く法律があることを知らないか、知っていても内容はよく知らないという状態です。これはやはり大変問題だろう。

それで、 最後の5番目の今後どうするかということですが、やはりこういった動物愛護の法律だけではなくて愛護の実態を含めて、何としてもいろいろな方向から国民、日本人の少なくとも7割、8割以上の人に知っていただくような活動を今後ともやはり強めること。このためには、健全な団体。先ほども申し上げましたが、健全な団体とは愛護団体に限りません。末松さんのところで小売の団体をやっておられるわけですが、この中で

健全な小売業を高めていくというようなことも含めて、団体・協会の育成というのをやはり環境省を中心としたお役所、「官」と言いますか、行政がやっていただくのと、私たち「学」の世界もこれを応援する。ともすれば、先ほどもちょっと紹介しました『環境』の9月号に、きょうのパネラーでおられる山崎恵子さんが書いておられますが、何しろこういうペット問題というのは、教育機関にとって、報道機関にとって、それから人間社会の改善を目指す福祉家にとって、そして何にもまして人間社会のさまざまな課題を扱う学校・研究機関にとっては、B級研究対象でしかないと言っておられます。そのとおりでありまして、その意識改革からしなければいけないなど。大体ペットなんか研究しているようなやつはろくなものではないというのが今まで確かにありました。私たちがやはりその反省を含めて、そもそも学というのは何のためにあるのかということを見ると、個々の人たちが動物に関心を持っておられるという現状を踏まえると、私たちがきちんとした活動をしなければならない。そのためには研究費も必要ですが、そういつて研究費を待っています

と、いつまで口を開けていまして落ちてきませんので、それはもう私たちが動く以外ないので、そこをやっていく。

いずれにしても、健全なというのは2つありまして、ノンプロフィットであればノンプロフィットでやっていけるだけの、先ほどの繰り返しになりますが、税制上の優遇措置が必要です。それからノンプロフィットではなくて株式会社形式でやっていく。これも当然ありうる。株式会社にとっては当然ながら利益を生まなければいけないので、健全な活動というのは健全な利益が生まれないと健全にならないということもあるのです。大もうけしてもらおうのは動物のためにも困ります。それはもう本当に困ります。しかし、ある程度の健全な利益を生まない限り、健全な株式会社というのは成立しませんので、そういう点で、ノンプロフィット、それから利益を必要とする株式会社も含めて、その両方の健全育成を図る行政の活動、あるいはそれを後押しする「学」の活動というのが今後とも必要なのではないかと思います。以上です。

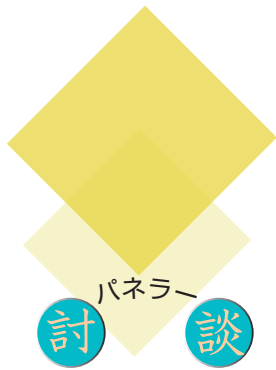


中川 ありがとうございます。そういう意味ではきょうの話の発表の最後のことも含めてですが、統計的なこの間の調査発表の内容を踏まえて問題提起をしていただいたと思います。

冒頭に皆様にお約束しましたように、できるだけフロアとの交流をしたいと思っていますので、最初交差討論を壇上の方々をお願いしようと思いましたが、時間的に押してきましたので、あとは話し足りなかったこと、あるいはこれは追加したいことがありましたら、山崎さんから末松さん、林さん、羽山さんという形で3分ぐらいずつお願いしたいと思います。

山崎 3分で何を言おうかと今一瞬迷いましたが、最近のペットにまつわる新しい動きとして、飼い主の意識をやはり向けざるを得ないポイントを幾つかお話したいと思います。

一つはアメリカの出来事で、実は損保、いわゆる損害賠償の保険を抱えている会社、そういった業界が、大型犬を飼っている人への保険提供を中止するという動きが出てきました。なぜかと言うと、咬傷事故やそういったものに関する請求額が余りにも年々加算されていく。だからもう我々の業界では犬がやった損害に対して保険を提供することはやめたと。大手の会社が引き揚げたということ。もう一つは、一番最悪のケースでは、会社の中には既存の契約を廃棄という結論を出しているところさえあります。



結果として、アメリカのシェルターには最近若干大型犬の置き去り数がふえていますし、これからますますふえると愛護関係者は懸念しています。

どうしてこれが起こるかという、大型犬の飼い主が無責任だからではなくて、大型犬の飼い主の中に、若干、ほんの数%無責任な方がいるからです。だけど、うちのポメラニアンががっとかむのと、ロットワイラーががっとかむのとでは、おのずから被害が違います。ロットワイラーが2匹かんだのと、ポメラニアンが30匹咬傷事故を起こしたのとでは、ロットワイラーの方が当然が一っとフォーカスをされて、それで統計に乗るような報道をされて、医療機関にも報告されてということになってきて、統計上高くなっていくのは当然のことなんです。実はAKCのデータを見ますと、かみつき犬のトップは、決してロットワイラーとかピットブルとかではなくて、たしかコッカースパニエルが何年前はトップだったんです。でも、いわゆる咬傷事故で担ぎこまれる、いわゆる医療機関に報告される件数の中で一番多いのは、ロットワイラーとピットブルテリア。おのずからそれらの数%の飼い主のしわ寄せで、あとの例えば95%、ちゃんと飼っている飼い主さんは、自分の犬が万が一人のものを壊したり、かんでしまったときには、保険が下りないから、もしかしたらこの子を背負うリスクはもう自分の収入ではだめかもしれないと言って、捨てに行く。つまりこの一部の悪い飼い主は、さっき言ったような2種類の飼い主の一方です。だから、いい飼い主の方を教育して、こっちの飼い主をどうやっとなくすかということを考えてもらうことは非常に重要なことだと思うんです。そういう意味で、こういった動きがますますいろいろなところで飼い主に降りかかってくる。どうやって飼い主がその火の粉を振り払うかということをもう少し体系的に、システムチックに考えなければいけないということが世の中にはどんどんできてきますので、特に動物を飼っている方々や動物関係の業種についている方々は、そういった意識をますます高めて、情報網をさらに拡大していかざるを得ないというように思います。

中川 ありがとうございます。末松さんどうぞ。

末松 私どもはペット宣言をしました。その次にアクションを起すのは、お手元の封筒の中に入っていると思うのですが、ガイドラインをつくりまして、消防で言う丸適マーク、このお店なら安心ですよと。かなりもう大きく掲示しましょうという準備に実は入っております。

それで、先ほどもちょっと同じことを言いましたが、やはりペットは命ですから、「売ったところが悪い」ではないものですから、ペットを飼っている間はずっとコミュニケーションをお客様とつないでいく。ホームドクターではないけれども、そういう関係がどうもペットショップの役目の中に入ってくる。そうすると、今までペットを売ったときの利潤で業が成り立っておりましたが、今後はおつき合いしていく中の無形のもの、これはサービスですから何らかでお金をいただきながらという、そういうものが完成されたペットショップの姿かなということは今模索しております。そういうことも含めて、よりお客様といい関係。もう情報がこれだけありながら、いかに伝わっていないか。先ほど林先生がおっしゃったように、ペット愛護法も当然知っているのだろうと思ったら、8割が知らない。こう



いうものがミスマッチの原因になっておりますので、これから一生懸命やります。

中川 ありがとうございます。林先生どうぞ。

林 今山崎さんがおっしゃったのですが、これはペット問題とか動物問題に限らないんですよね。だれか悪い人がいると、それ全体が迷惑する。例えば、アメリカにおいていかにイスラム教の人たちが、あの9.11事件の後にひどい目にあっただか。ものすごく迫害されましたよね。それはほんの一部の人たちがテロを起したことによるものです。私なんかは犬の糞をきちんと世話している人間ですが、やはり世話していない人がいると、もうめっちゃくちゃに迷惑。つまり優良な飼い主にとって、一番困る相手、敵は、犬嫌いの人ではないんですよ。マナーの悪い飼い主です。そういうことから考えると、どうしたらいいのかというのは、これは別に犬や猫、ペットに限る問題ではありませんが、強制力がとれないとなかなか解決しない。というようにすぐ焦ってしまうのですけれども、やはりこういう問題というのは世論全体を高めていく以外に解決の方法はないのかなど。そういう不屈きな人を法律で取り締まるとか罰則で取り締まるとかということがすぐ簡単に考えられますが、そうではなくて、やはり世論的な高まりで解決する以外ないのかなど考えています。非常に腹が立ちますけれどね。

中川 ありがとうございます。では羽山先生、最後になりましたが。

羽山 先ほど林先生が、ペットなんか研究する学者はさげすまれているというお話でしたが、先生もご承知のように野生動物の研究などをやっていますとちょっと抑圧されておりました。しかし、ペットとか野生動物とか、従来あまり日が当たってこなかった動物の分野に、ようやく今日30周年を迎えて大きな光が当たってきたなという感慨があります。特に今日会場に若い方が非常に多い。若い世代はこういう動物全般に向けて非常に幅広い関心を持っていると思います。そういう人たちを今後どう支えていくかというのがこれからの30年、新たな出発点として重要だろうと思います。

ただ、どうしても解決できない問題というのは2つありまして、一つは、出口問題としての業界というのが十分整備されていない。先ほど、ようやく業界団体ができたというお話でしたが、ただ、今後外来種対策なども含めて考えますと、規制を加えていくことが実は大きなビジネスを生むと予想されます。こうしたことは公害問題などで大きな経験をしてきたわけです。ですから、例えば先ほどのペットショップの認証制度のようなものとか、あるいはこれからペットショップの従業員のライセンス化とか、こういったものが新たな業界、産業の発展につながっていくことを考えますと、ぜひともこの部分は何らかの形で法整備する必要があるのではないかと思います。

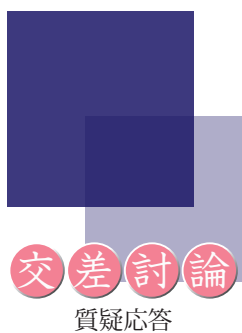
もう一つ大きな問題は、我々動物に関わる人たちの間でも大きな縦割りがあります。これは学の問題も官の問題も、それからNGOの問題も、それぞれの分野で大きく縦割りになっていて、「動物」という横割りにするようなものが存在しない。例えば、獣医学部の中に、動物政策学なんていうものは存在しないわけです。BSEの問題で食品の安全性と生産の問題がようやく一つにまとまってきましたが、これはもっと広げて、大きな動物



全般の政策に発展させてゆくという、これからの方向性が必要だろうと思います。そういう意味でこの動物愛護法というのがそちらに向けて発展していく基盤づくりというのがこれから必要になるだろうという意見を持っております。

中川 羽山先生、先ほどのご報告の中で、例のヤンバルクイナの中で、マイクロチップという言葉が出ましたが、きょう一般の方も来ておられるので、それはどういうもので、どういう役割なのかちょっとご説明お願いできますか。

羽山 このマイクロチップは動物の体に埋め込むものですが、ガラスのようなもので包まれた一種のIC回路でできておまして、太さが2ミリ程度、長さが11ミリ程度。ぱっと見ると大きいという気がしますが、実際には我々が献血で刺される針よりも少し太めのもので、ぷすっと刺すだけ。動物に大きな苦痛を加えることなく、しかも終生にわたってその動物の履歴を読みとることができる。しかもこれが今全世界共通になってきましたので、世界中飼い主と一緒にどこに行っても、あるいは野生化してどこかへいなくなっても、それが入ってさえいれば飼い主が明らかになるというものです。安全性についての不安が今まで言われていましたが、今は非常に改良されておりますので、大きな問題は起こっていませんし、既に動物園始め、全世界にこのマイクロチップが動物の福祉を向上させる上で必要な道具として広がっていると思います。ただ、日本は残念ながらまだ非常に普及率が低くて、これから犬や猫は当然のことながら、外来種の対策にも非常に大きな効果を発揮しますので、どんどん広げていく必要があるだろうと思っています。

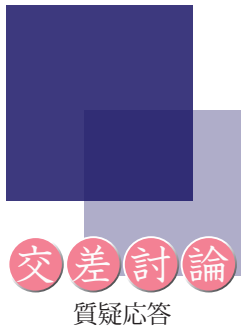


中川 ありがとうございました。これで一通り、討談していただいたパネラーの方々のご発表は終わらせていただきます。先ほど何回か申し上げていきますように、この討論はできるだけフロアの一般の皆さんとパネラーとの間での、交差討論を主にしたいと思っています。それでお願いですが、もしご質問、あるいはコメントを出したいという方がいらっしゃいましたら、両わきにマイクを持って控えておりますので、手を上げられて、氏名と所属だけおっしゃっていただいて、ご発言いただければ大変ありがたいと思います。それでは、ご発言、ご質問のある方はどうぞ。

松田 動物福祉協会に所属しております松田と申します。末松先生にお尋ねしたいのですが、計画繁殖というようなことが業界で可能であるのか。と言いますのは、余剰動物ができる大もとは、やはりブリーディングにあると思うのですね。余剰動物がいる限り、殺処分という困難なことを選ばざるを得ない。そのことから逃れるためにも、やはり計画的に、需要と供給のバランスをとらないといけないだろうと思っています。

それと、生体展示をしない方向に持っていけるのか。ネット販売等を規制される方向におありになるということは聞きましたけれども。

それと、将来においても結構ですから、野生動物の販売を禁止する方



向に持って行っていただけるのか。あまりに多くの野生動物が安易に売られているという実態があります。これは先生の協会が、何名の、業界全体に対するどのくらいの割合で会員が構成されているのかということにも関わってくると思いますが、あまりにも規制のない野生動物の販売ということ。これは国内繁殖だと言われながら、国内繁殖かどうかという実態は全くわからないというのが事実だと思います。そして先生のところに所属されておられる会員で、誹謗するつもりは毛頭ないのですが、本当に意識を高く持っておられる方ばかりが集まっていたらいいのですが、かつて私がちょっと関わった中で、野生動物に非常に不穏当な関わりをなさった方が。意識改革をされて参加しておられるのでしたら非常にそれはそれでいいことだと思いますが、もしあいまいな気持ちで業界が指導しかねるといったら大きな疑問があるのではないかと、ちょっと感じるがありました。それとですね……。

中川 きょうはできるだけたくさんの人に発言してもらいたいです。

松田 わかりました、失礼いたしました。

中川 2番目は何でしたか、もう1回すみません。1番目は計画繁殖の問題、それから3番目が野生動物。

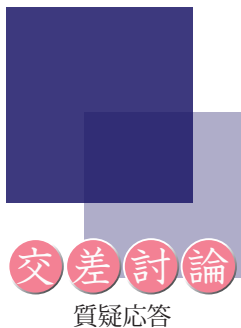
松田 生体展示がやめられるかどうか。

中川 それでは、末松先生にご指名ですので、どうぞ。

末松 計画繁殖というのは、実はちょっと私どもが現在のところは手が届かないところなんです。業界の構造を言いますと、主にペットショップというのは最先端で、仕入れる関係が主なのです。どこかにブリーダーさんがいらして、そこから仕入れている。ブリーダーさんというのは、さまざまあります。プロ、セミプロ、あるいはたまたま家庭で飼っていて「じゃあ、これ売ってちょうだい」。これもある意味ではブリーダーさんなんです。それで、私ども自身も、今のご提案のことには非常に関心がございます。今後の大きな課題で、当然突っ込んでいかなければならない課題ですが、現在のところ、私どもとしてはちょっと手が届かない先の話になっているというのが現状であります。

それから、生体販売、展示販売。これは主に犬猫を想像されていると思うのですが、やはりこれも今度のガイドラインに書いたように、できるだけ幼齢期、欧米で言えば、さっと3カ月の手前までは展示しないんだという、ここまでいけばもう完全でしょうが、現状ですと、まだまだ35日、40日という難しい時期で展示しています。これは極力、せめて8週間くらいにならないかということは協議しながら取り組もうという姿勢はございます。

それから、野生動物。これを無秩序に持ち込む。これは、私個人は非常に大反対です。ペットショップの経営に野生動物を好んで持ってこなくても、あるいはそれを商売の糧としなくても、もっともっとほかのもので成り立っております。これはむしろ、俗に言うマニアの方が、業者でなくて、個人の旅行をして持ってくる。時々ワシントン条約のものも、ポケット、ボストンバックに入れて持ってくる。こういうものもある意味ではまた先ほどの、放置動物、野生動物という原因をつくっております。これはもっともっとやはり規制をしていくべきだと私は思っております。



中川 はい、ありがとうございました。松田さんよろしいですか。

質問 まず中川先生には、この間、社会化のことでお聞きしまして、すばらしい講演をありがとうございました。ローレンツの話聞いて、動物の社会化の、いわゆる行動学というもののすごく優れたところを教えてください、今は原子力よりも、むしろ動物行動学というのが優れていると思います。林先生も武蔵野で講義していただきまして、ありがとうございました。私もフォックスというのは大好きで、あの人はガンジーとシュバイツァーを模範としていると言っていましたが、とくに東洋のいわゆるヒンズー教の思想というのは動物には神様があるというのですね。アメリカ、キリスト教なんかは、天に神様がいますが、その点から非常に動物愛護というのが地についた、アングロサクソンの何というか、キツネ猟などをしながら「動物愛護、愛護」などと言っている偽善的なものとは全然違ったものがあると思います。だからそれをどんどん大学でも教育していただいて、動物の思想を進めていただきたいと思います。

それから、ペットショップのことですが、先生のおっしゃった「社会化」というのが動物のショップの人に一番お願いしたいところです。私は獣医ですから、やっているとすごくひっかかれたり、凶暴な猫も来るんです。犬もそうですよ。かまれる犬ばかりだなと言っていていくらいになっている。それを正すためには、「社会化」というのが一番大事だと思いますから、ペットショップの方も2カ月は絶対離さないということが理想です。それは理想ですが、それに近いような販売の仕方をしていただきたいと思います。

中川 ありがとうございました。ほかに。

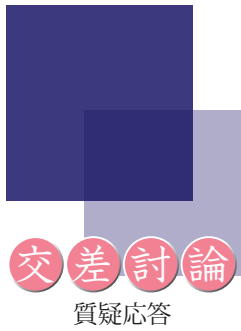
質問（山崎） 私は名古屋からまいりました、野良猫おぼさんの代表ですが、野良猫のことを言い出したら、もう3日3晩しゃべり続けてもまだ止まらないから、きょうはやめます。ただ、一言だけ言いたいのは、私どもは、まともなとそうでないのと2つに分かれれば、山崎さんのようになりますけれど、まともな野良猫おぼさんたちは、もう必死になって捕獲して、避妊・去勢をやっているわけです。ですから、野良猫おぼさんが、えさをやってふやしているのではなくて、本当に未然に生まれてくる命をどれだけ救っているかわからないということを言いたい。これを本当に全国に広めたいと心から思っています。

きょう一言申し上げたいのは、人間のお医者さんについて言いたいんです。人間のお医者さんは、これから老人社会、高齢社会になりまして、私もその真ただ中にいる者ですが、血圧を下げるとか、動物がいると健康でいられるとか、動物と一緒に暮らすことを勧められますが、現場にいる動物保護をやっている者は、それでその人たちが死んだ後、みんなこっちに責任がかぶってきます。私自身も飼い主が亡くなって捨てられた飼い猫を6匹収容しています。本当にこの問題は獣医関係とかそれから動物保護関係の方が、人間のお医者さんに向かって言ってほしいと思います。

中川 今のご提案に対して、どなたか。はい、山崎さんどうぞ。

山崎 実は今ご発言なさった方も、私と同じ山崎さんなんですけれども。

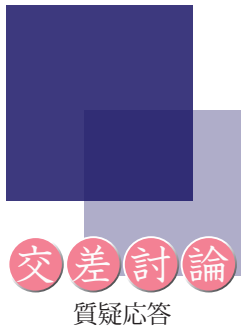
今、山崎さんがおっしゃったことを、実は私は今度の神戸の11月のKnotsのシンポジウムで、抄録の中に書きました。今、動物が癒し効果だ



の何だのと一生懸命言われていて、私も実は動物介在療法の組み立て方という講座をアメリカの協会の委託を受けて日本で教えることがありますが、この中でちょっと最近、癒し効果とか、アニマルセラピーという言葉があまりにも軽々しく使われていることの弊害が出てきています。先ほど山崎さんがおっしゃった、高齢者の動物飼育。これは確かに血圧を下げたり、実はいわゆるADL（生活能力）が上がったりするという結果は、日本を含め欧米などの老人医療の研究機関では論文がぼちぼち出ています。決して悪いことではないんです。ただ、その反面、先ほどおっしゃった、いわゆる最後にご老人が亡くなった後、生き残った動物はどうするかという飼いの主ロス、ペットロスではなくて、飼い主ロスの問題がある。

もう一つは、実は英国のある愛護団体がやった社会調査では、加齢とともに動物がものすごく飼いにくい社会になっているという結果が出ているんです。年金暮らしで獣医療をどうするか、ペットの必要な物資は買えるのかとか、あるいは自分が緊急入院したときに、ペットホテルや獣医さんのところですぐに預かってもらえるのかとか、そういったこと。あと老人の介護つき住宅に移り住んだときには、そういった介護つき住宅でペット禁止というところがたくさんありますから、日本でも獣医師の先生はご存じかもしれませんが、時折、「もうそういった住宅に入るので、この猫は健康だけれども安楽死をしてほしい」という高齢者の方が開業の現場に見えられることがあるんですね。そうすると、ではその老人が飼い続けるための社会的サポートなくして「癒しなよ、飼えよ」と言うことはものすごく無責任なこと。

もっとひどいのは、精神問題を抱えた人にカウンセラーの人とか、そういった方々が動物の癒し効果をあまりにももうたいすぎる。私も悲惨なケースいっぱい知っています。例えば強迫神経症的な方に、少しリラックスするために動物を飼えということを勧めたカウンセラーの方がいました。その動物を今、私の友だちのトレーナーが見ていますが、幼犬、いわゆる子犬を飼って、排泄のしつけとか、それからいたずらをさせないための管理とか、当然外に出たりしますから、どろどろになって汚れたときにはふかなければいけないとか、いろいろやはり動物の管理の中で、脅迫的な傾向を持っている人にとっては、ちょっとしたきっかけでものすごくいいことになりそうなことはたくさんあるんですよ。それを安易に飼わせてしまったおかげで、動物は神経質になりすぎて、かむようになった。そしてそれを見て見切れなくなった人はもっと精神問題が悪化した。もっとひどいのは、引きこもりのお坊ちゃんのご家庭に、やはり児童カウンセラーが「動物でも」とおっしゃった。引きこもっている子が親との関係がうまくいっていない、そこに潤滑油として犬を入れた。犬を飼ったらお母さんは犬かわいくてしょうがない。だから犬をかわいがる。犬は引きこもっている子供よりお母さんになつく。そうするとますます子供とお母さんの対立の場面がふえて、子供が実は動物を虐待するようになってしまったというケースもあります。動物介在療法と本当に言うのであれば、専門の領域で、本当に精神科医とか、いわゆるちゃんとしたソーシャルワーカーとか、そういう方が関わって、本当にその人に動物が飼えるかどうかということを見極めない限り



おいては、安易に「あなたも私もポチタマでセラピー」というようなことは、絶対に、絶対に言ってほしくないけれども、実は今メディアがそう言っているんですね。

中川 ありがとうございます。

さっき林先生が、飼いたいけど飼えないというものに対してサポートするシステムなどが必要ではないかとおっしゃっていましたが、それについてちょっと。

林 それと全く共通する問題ですが、日本全体の流れを見ていますと、これまではむしろお医者さんは猫を飼っていると、特に妊娠しているときなどはトキシプラズマがあって大変ですよ。大体動物って不潔ですから、何か病気があるのだったら動物なんかと暮らさない方がいいですよと、どちらかというところを言い続けてきたんですね。最近になって、がらっと、「あなた、ひょっとして犬とか猫と暮らすともっといい生活できるんじゃないですか」と無責任に言うお医者さんが出てきたことは事実です。これはもっとふえると僕は思います。善し悪しというか、問題なのですが、これはふえてくる。なぜかと言いますと、人と動物のインターアクション（相互作用）に関する国際的な会議というIAHIOという会がありますが、その会長をしているデニス・ターナーというスイスの方、彼がこの間日本に来て何を言っていたかという、アメリカでは、今人間の病院が生き残るために、差別化するために、「うちの病院の中でも犬を飼ってますよ、猫を飼ってますよ、どうぞいらしてください。そういう非常に癒しの高い病院ですよ」ということを売りにしていると。これがアメリカでは3分の1くらいにもう上っているというのです。そうでないと人間の病院の生き残り競争で勝てないという状況が出てきていて、日本は残念ながら、ある意味では、いい面ではいいのですが、そういう状況はありません。病院の中に動物を飼うというようなレベルのものは、ようやくテレビで何か報道される程度のものしかない。ほとんどのお医者さんはノーと言っています。だから、これは非常に難しく、ある一定のレベルがないと必ずどこかに行くといき過ぎてしまうんです。今までは全く排除していたのが、がっとなんか今度は何でもいいから入れてしまうという。右から左へすぐ行ってしま

う。

今のご質問に対して言えば、私は精神科医の人にはあまり期待していません。つまり、忙しすぎて。もっとアメリカのようにいろいろな犬に関する職種ができていいのだと思うのです。特に、サイコセラピストのような方がきっちり動物に関して知識を持ってそれをやってくれませんか。日本の医療はお医者さんを頂点にしたヒエラルキーをつくっているんです。ところがアメリカの場合は、医療の中にお医者さんの指導ではなくてサイコセラピストが指導することだって可能というような仕組みになっている。もっと多様化したそういう職種というのが非常に慎重にやらなければいけないのですが、もっともっと生まれる。

先ほど団体とか協会というものをもっと強化していくための、官と学の支援が必要だと言いましたが、もう一つは、個人的に相当レベルの知識を持っている人がもっともっとふえなければいけない。私は、アメリカで出た、